

選挙の
ごあんない

7月20日（日）は

参議院埼玉県選出議員選挙
参議院比例代表選出議員選挙
の投票日です

投票時間

午前7時～午後8時

投票できる方

◎ 1を満たし、2または3に該当する方

- 1 日本国民で平成19年7月21日までに生まれた方
- 2 令和7年4月2日までに本市で住民登録され、引き続き市内に住所を有する方
- 3 令和7年4月2日までに本市で住民登録され、引き続き市内に3か月以上住所を有していて、本市に住所を有しなくなってから4か月を経過しない方

最近住所を変えた方

他の市区町村からさいたま市内へ転入した方	令和7年4月3日以降に本市で住民登録した方は、前住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
さいたま市内・区内で転居した方	① 6月11日までに転居の届出をした方 ⇒ 新住所地 の投票所での投票となります。 ② 6月12日以降に転居の届出をした方 ⇒ 前住所地 の投票所での投票となります。

投票所整理券

投票所整理券は世帯ごとに封書で郵送されますので、投票の際にはご自分の投票所整理券をお持ちください。
投票所整理券は、投票日や投票所をお知らせしたり、投票事務を円滑に進めるためのものです。

7月4日（金）頃までにご自宅に配達される予定です。

※ 万一、未着、紛失等でお手元にない場合でも、投票所にある所定の用紙に住所・氏名等をご記入いただき、選挙人名簿の登録が確認できれば投票することができますので、投票所の係員にその旨をお伝えください。

※ 投票日当日は、記載された投票所以外では投票できませんので、ご確認の上、お越しください。

投票の方法

最初に「参議院埼玉県選出議員選挙」、次に「参議院比例代表選出議員選挙」の順に投票します。

参議院埼玉県選出議員選挙	候補者1人の氏名を書いて投票します。
参議院比例代表選出議員選挙	「政党等の名簿に登録されている候補者1人の氏名」又は「政党等の名称（又は略称）」を書いて投票します。

期日前投票の手続き

投票日当日に仕事や旅行などで投票所へ行くことができない方は、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会が設置する期日前投票所（下表参照）で、投票日前に投票をすることができます。

投票所整理券がお手元に届いている場合は、投票所整理券裏面の宣誓書（兼請求書）に必要事項をご記入の上、下表の内、選挙人名簿に登録されている区の期日前投票所へお持ちください。

※ 投票日には18歳を迎える方で、期日前投票をする日現在17歳の方は、不在者投票をすることになります。

この場合、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会（区役所総務課）へお越しください。

※ 過去の期日前投票所ごとの混雑状況を[選挙特設ホームページ](#)で公開しますので、混雑を避けた投票にご協力ください。

区名	投票所名	開設期間	開設時間
西区	西区役所 1階多目的室	7月4日(金)～7月19日(土)	午前8時30分～午後8時
	馬宮コミュニティセンター 2階ホール	7月12日(土)～7月19日(土)	午前10時～午後6時
	イオンモール与野 1階通路	7月17日(木)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
北区	北区役所 2階B会議室	7月4日(金)～7月19日(土)	午前8時30分～午後8時
	産業振興会館 1階多目的ホール	7月12日(土)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
	宮原コミュニティセンター 1階ラウンジ	7月17日(木)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
大宮区	大宮区役所 1階多目的室	7月4日(金)～7月19日(土)	午前8時30分～午後8時
	JACK大宮 1階	7月12日(土)～7月19日(土)	正午～午後8時
	イオンモール与野 1階通路	7月17日(木)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
見沼区	見沼区役所 1階多目的室	7月4日(金)～7月19日(土)	午前8時30分～午後8時
	片柳公民館 1階レクリエーションホール	7月12日(土)～7月19日(土)	午前10時～午後6時
	春岡公民館 1階レクリエーションホール	7月17日(木)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
中央区	中央区役所 本館 1階ロビー	7月4日(金)～7月19日(土)	午前8時30分～午後8時
	西与野コミュニティホール 1階ロビー	7月12日(土)～7月19日(土)	午前10時～午後6時
	イオンモール与野 1階通路	7月17日(木)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
桜区	桜区役所 1階地域活動コーナー	7月4日(金)～7月19日(土)	午前8時30分～午後8時
	土合支所 1階会議室	7月12日(土)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
	イオンモール与野 1階通路	7月17日(木)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
浦和区	浦和区役所 第2会議室	7月4日(金)～7月19日(土)	午前8時30分～午後8時
	北浦和インフォメーションセンター 2階	7月12日(土)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
	浦和コミュニティセンター コムナーレ 10階	7月17日(木)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
南区	南区役所 1階多目的室	7月4日(金)～7月19日(土)	午前8時30分～午後8時
	南浦和駅市民の窓口 2階会議室	7月12日(土)～7月19日(土)	正午～午後8時
	浦和コミュニティセンター コムナーレ 10階	7月17日(木)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
緑区	緑区役所 1階多目的室	7月4日(金)～7月19日(土)	午前8時30分～午後8時
	三室公民館 1階講座室	7月12日(土)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
	イオンモール浦和美園 3階イオン側ブリッジ前	7月17日(木)～7月19日(土)	午前11時～午後7時
岩槻区	岩槻区役所 3階多目的室	7月4日(金)～7月19日(土)	午前8時30分～午後8時
	ふれあいプラザいわつき 1階ホール	7月12日(土)～7月19日(土)	午前10時～午後6時
	イオンモール浦和美園 2階大型スポーツ店前	7月17日(木)～7月19日(土)	午前11時～午後7時

不在者投票の手続き

不在者投票には次の3つの方法があります。

1 名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会で行う不在者投票

選挙期間中に出張などで他の市区町村に滞在されている方は、お近くの市区町村選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。

郵送等による区選挙管理委員会への宣誓書（兼請求書）の送付、又は電子申請を利用したオンライン請求のいずれかにより投票用紙を請求することができます。

投票用紙等の郵送に相当の日数がかかりますので、お早めに手続きをお願いします。

● 郵送等による請求の場合

選挙人名簿に登録されている区選挙管理委員会まで宣誓書（兼請求書）を郵送又は持参してください。

● オンライン請求の場合

「さいたま市電子申請・届出システム」より申請してください。

※オンラインで投票できる制度ではございませんので、ご注意ください。

詳細な手続きについては、[選挙特設ホームページ](#)をご確認ください。

2 指定病院・施設等で行う不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・施設等に入院・入所中の方は、その施設で投票をすることができます。詳しくは、各施設にご確認ください。

また、市内の指定施設一覧は市ホームページからも確認できますので、ご利用ください。



市内の指定施設
一覧はこちらから

3 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方や、介護保険法上の要介護者の方で、次の

①又は②の要件に該当する方は、自宅などから郵便等により投票をすることができます。

※ **事前に、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。**

※ **郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求期限は7月16日（水）午後5時（必着）です。**

① 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方

障害区分	手帳の種類	
	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）
両下肢、体幹	1級・2級	特別項症～第2項症
移動機能	1級・2級	—
心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫	1級・2級・3級	—
肝臓	1級・2級・3級	特別項症～第3項症

② 介護保険法上の要介護者の方

介護保険被保険者証（要介護状態区分）	要介護5
--------------------	------

【代理記載制度】

郵便等投票の対象者で、更に「自ら投票の記載をすることができない」次の要件にも当たる方は、あらかじめ区の選挙管理委員会に届出をした代理記載人（選挙権を有する人）に投票に関する記載をさせることができます。

障害区分	手帳の種類	
	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）
上肢、視覚	1級	特別項症～第2項症

○バリアフリー対応

- ・投票所内の段差は、スロープ等を設置するなど、段差解消に努めています。
- ・投票所では、車いす、ルーペ、老眼鏡、杖置き、筆談用のスケッチブック等の用紙、点字器、投票支援カード*、投票用紙記入補助具、コミュニケーションボード等を設置します。
- ・介助等が必要な方には、投票を円滑に行えるよう投票所の係員が支援します。



*投票支援カードについてはこちらから

選挙人以外で投票所に入場できる方

「選挙人に同伴する18歳未満の方」、「選挙人の介助等を行う方」については、投票する人と一緒に投票所に入場することができます。これらの方が同伴して投票所に入場される際には係員にお伝えください。

点字投票

投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできるようになっています。目の不自由な方で点字投票を希望される方は、投票所の係員にその旨をお伝えください。

代理投票

けがや心身の障害等により字を書くことが困難な方は、投票所の係員が代筆します。
投票の秘密は守られますので、ご安心ください。
※ 法律により、係員以外の家族や同行者が代わりに書くことはできません。

選挙公報

候補者や名簿届出政党等の政見などを知る上で参考となります。選挙公報は7月14日(月)頃までに市内の各家庭に配布するとともに、区役所、支所、市民の窓口、公民館、図書館、期日前投票所等でもご覧いただけます。万一、配布されていない場合は、区選挙管理委員会までご連絡ください。

また、埼玉県選挙管理委員会のホームページでご覧いただけますので、下記の選挙特設ホームページにあるリンクをご利用ください。

選挙特設ホームページの開設

選挙特設ホームページでは、期日前投票、不在者投票、電子申請を利用したオンライン請求による投票用紙の請求方法、投票所の早見表、期日前投票所の地図、投・開票の速報などがご覧いただけます。

<https://www.saitama-senkyo.com/>

投票速報 7月20日 午前 9時頃から

開票速報 7月20日 午後 10時頃から

携帯電話・スマートフォン
からもアクセスできます。



◆詳しくは、お住まいの区の選挙管理委員会又は市選挙管理委員会へお問い合わせください◆市外局番 048

委員会名	郵便番号	所在地	電話番号	ファックス番号
さいたま市西区選挙管理委員会	331-8587	西区西大宮 3-4-2	620-2614	620-2760
さいたま市北区選挙管理委員会	331-8586	北区宮原町 1-852-1	669-6014	669-6160
さいたま市大宮区選挙管理委員会	330-8501	大宮区吉敷町 1-124-1	646-3014	646-3160
さいたま市見沼区選挙管理委員会	337-8586	見沼区堀崎町 12-36	681-6014	681-6160
さいたま市中央区選挙管理委員会	338-8686	中央区下落合 5-7-10	840-6014	840-6160
さいたま市桜区選挙管理委員会	338-8586	桜区道場 4-3-1	856-6124	856-6270
さいたま市浦和区選挙管理委員会	330-9586	浦和区常盤 6-4-4	829-6018	829-6233
さいたま市南区選挙管理委員会	336-8586	南区別所 7-20-1	844-7124	844-7270
さいたま市緑区選挙管理委員会	336-8587	緑区大字中尾 975-1	712-1124	712-1270
さいたま市岩槻区選挙管理委員会	339-8585	岩槻区本町 3-2-5 ワッツ東館4階	790-0116	790-0260
さいたま市選挙管理委員会	330-9588	浦和区常盤 6-4-4	829-1773	829-1994

この選挙啓発紙「選挙のごあんない」は5,000部作成し、1部あたりの印刷経費は17円(概算)です。